



図160 遺跡の位置
5万分1地形図「新潟」

鳥屋遺跡 北区鳥屋

鳥屋遺跡は、海岸線から約四・五キロメートル、内陸から数えて四列目の砂丘が阿賀野川の蛇行する流路によって姿を消す、その最南西端にある。昭和二十九（一九五四）年に付近一帯で農地区画整理事業が実施された際に、大量の土器片や貝塚などが見つかり、縄文時代晩期末（約二五〇〇年前）の遺跡として広く知られるようになった。

昭和三十二年に北方文化博物館が初めて発掘調査をし、昭和五十三・五十四年には、畑の水田化に伴う事前調査として、豊栄市教育委員会が九〇九平方メートルを発掘調査した。五十三・五十四年の発掘地では、楕円形や円形の穴一九〇基が見つかった。これらの穴は、整然と配列された部分があることや、穴の形態・出土遺物などから墓坑と考えられている。明確な住居跡は見えない。

墓坑と考えられる穴からは石鏃や磨製石斧などの石器、壺や浅鉢・深鉢・高坏・甕などの土器、耳飾りや垂れ飾りといった装身具、土偶や石冠といった呪術具など、おびただしい遺物が出土した。石器には、流紋岩・メノウ・黒曜石・砂岩などが使われている。こうした石は鳥屋遺跡の周辺にはほとんど存在しないとみられ、阿賀野市や新発田市の丘陵地帯から持ち込まれ



図161 昭和54年の調査区



図162 鳥屋式土器 中央上の高さ20センチメートル

たものと考えられる。

鳥屋遺跡から出土した土器は、「工」の文字に類似した文様（工字文）や、網を両側から引いてできたような浮き彫りの文様（浮線網状文）が付けられており、「鳥屋式土器」と呼ばれている。工字文は東北地方、浮線網状文は関東・中部地方の影響を受けた文様である。また、

鳥屋遺跡では西日本の影響を受けた土器もわずかに出土している。鳥屋遺跡の人々は、広範な地域の人々と関わり合いを持って生活していたと考えられる。

鳥屋遺跡の出土品は、東日本における弥生時代直前の様相を示すとして、昭和五十九年に豊栄市指定文化財になり、新潟市の文化財に継承されている。